

新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

令和2年7月10日改訂

椿 寿 荘

①職員等の安全確保のために実施すること

- 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。診断結果は記録する。
- 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- 職員等に感染が疑われる場合には保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

②来館者の安全確保のために実施すること

- 以下に該当する者の来館制限を実施する。※入り口に掲示
 - ・発熱がある場合（平熱比1度超過等）
※受付で非接触型体温計を用意。必要に応じ、検温。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- 館内、展示物等に直接触れないように注意を促す。
- 今後、感染がさらに拡大してきた場合等、来館者の氏名及び緊急連絡先を記入してもらい、名簿を作成することも想定される。その場合には、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

③イベント等の開催に当たって特に留意すべきこと

- 人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、室内で近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことを避けるよう強く促す。
※イベント実施の場合は原則として名簿を作成する。

④施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、蛇口、手すり、等）に留意する。
- ・ 受付に透明ビニールカーテンを設置し、職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

イ) 休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避する。
- ・ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

ウ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合）最低1mの間隔を空けた整列を促す。
- ・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

⑤公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

ア) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

イ) 公演等当日

○ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。

- ・ 体温管理・衛生管理等を実施する。
- ・ マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
- ・ 座席は間隔を開けて配置する。
- ・ 公演等中の来場者同士の接触は控えるよう周知する。
- ・ 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。

○ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。

- ・ 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - ・ マスク着用や手指消毒を徹底する。
 - ・ 自宅で検温を行うこととし、37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比 1 度超過）には自宅待機とする。
 - ・ スタッフに感染が疑われる場合には保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低 1m の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- 座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- 退場時に来場者に対し、公演等後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。
- 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。